

中小企業販路開拓展開等支援事業 募集要領

* 申請受付期間 * 平成23年6月1日(水) ~ 6月22日(水)

公益財団法人京都産業21

1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、市場ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、国内外市場の成長等に対応するために、中小企業者の方々が自社の強み等を生かし、将来にわたり競争力を維持し成長・発展を図るために策定された自社の事業計画に基づき、複数年度にわたって実施される販路拡大や新規顧客開拓等の取組みの中で、特に、他の府内中小企業者の方々にとって、モデル的で波及効果が見込まれるような取組みに対し、今年度実施される事業に必要な経費の一部を補助することで、その取組みの着実な実行を応援しようとするものです。

2 対象事業者

本事業は、京都府内に主たる事業所等を有する中小企業者が対象です。

※中小企業者として、本補助事業の対象となる会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 一部対象とならない業種もあります(例、農林漁業、金融業など)

(注2) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注3) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注4) 以下の項目に該当する中小企業は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(公益財団法人京都産業21等)と基本約定書を締結した者(特定VC)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3 補助対象事業

補助対象事業は、「1 事業目的」に沿って、今年度を実施される事業です。

展示会出展、マーケットリサーチ、PR活動等を除き、原則として京都府内における事業展開を図るものを対象とします。

<対象事業の例>

- ・販路開拓等のための、商品改良・試作、サンプル品作成、製品・サービスの開発、技術の高度化などの取組
- ・プロモーション活動（パンフレット作成、事前PR、ホームページ制作等）
- ・国内外で開催される展示会への出展
- ・フォローアップ活動（アプローチ先企業で行う商談会の実施 等）

<対象外となるもの>

- ① 同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合
- ② 実現可能性のない事業（行政庁の許認可等が必要な事業で取得の見込みが十分ではない事業を含む）
- ③ 平成23年4月1日の時点で既に完了している事業

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

<補助対象となるもの（例）>

- ① 原材料費
- ② 機械装置、工具器具、備品の購入、製作、改良、据付、借用に要する経費
- ③ 外注加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費、
- ④ 店舗等に供する建物の賃借料、保守又は修繕費
- ⑤ 委託費
- ⑥ 広告宣伝費、ホームページ作成費
- ⑦ 展示会等の出展費（小間料、装飾料などの出展に要する経費）
- ⑧ 旅費（但し、日当やグリーン車・ビジネスクラス等の特別に付加された料金は除く）
- ⑨ 調査研究費（データ購入、調査分析費用等）
- ⑩ 専門家等に対する謝金
- ⑪ 会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費（事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れたアルバイトの賃金・交通費）

<補助対象とならないもの（例）>

人件費（給与等）、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用

5 補助率等

(1) 補助率 2分の1以内

(2) 補助限度額 200万円 ※交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

(3) 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として補助金の交付決定日から平成24年3月26日(月)までです(補助対象経費の支払いは、平成24年3月31日(土)までに完了することが必要です)。

※補助金交付決定前に事業実施をする場合は、事前着手届の提出が必要となります。その場合でも、着手年月日(平成23年4月1日以降の日付)以前に支出された経費については、補助金の対象外となります。

6 応募手続き

交付申請書等の様式は、(公財)京都産業21のホームページからダウンロードできます。

また、申請書提出先窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

(1) 申請書等の提出先

事業所等の所在地	申請書の提出先(電話番号・FAX・Eメール)
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話番号 0774-21-2103 FAX 0774-22-8865 メールアドレス yamashin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 電話番号 0771-23-4438 FAX 0771-21-0118 メールアドレス nanshin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話番号 0773-62-2506 FAX 0773-62-2859 メールアドレス chushin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	京都府丹後広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-4304 FAX 0772-62-4333 メールアドレス tanshin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町	(公財)京都産業21 経営革新部 経営企画グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 電話番号 075-315-8848 FAX 075-315-9240 メールアドレス keieikikaku@ki21.jp

(2) 提出方法

平成23年6月22日（水）までに申請書提出先へ持参または郵送（書留または簡易書留）してください（郵送の場合は、当日消印有効）。

申請書等を持参いただく場合の受付時間は、上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

(3) 提出書類

○印の書類を原本（押印したもの）及びそのコピーを1部提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。

書類名	区 分	法 人	個人事業者
交付申請書（様式第1号）		○	○
事業計画書（様式第1号の1）		○	○
2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）又は確定申告書の写し ※直近2期分のもがない場合は、最近1期分の決算書の写し又は確定申告書		○	○ ※左記の書類がない場合は、税務署の受理印のある「個人事業の開廃業等届出書」の写しを提出してください
法人登記事項証明書 （申請日から3カ月以内に発行されたもの）		○	—
府税について滞納が無いことの証明書 （申請日から3カ月以内に発行されたもの）		○	○
事前着手届（様式第2号） ※交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も御提出ください		○	○

7 審 査

御提出いただいた申請書は、審査委員会において、申請内容の審査を行い、平成23年7月下旬（予定）に文書により各申請者に審査結果を通知します。

- ① 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- ② 補助金の支払いは、精算払いとします（支払時期：平成24年5月頃（予定））。

8 補助事業実績等報告会（仮称）における報告について

補助金の交付を受けられた中小企業者の方は、今年度で開催予定の報告会において、事業の実績や進捗状況を報告していただく場合があります。なお、企業の機密に関するものは、報告を求めません。

9 問合せ先

「申請書提出先」または「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」まで、FAXまたはEメールでお問い合わせください。

京都府商工労働観光部ものづくり振興課

FAX 075-414-4842 メールは monozukuri@pref.kyoto.lg.jp